木更津市景観計画

景観重要公共施設

富士見通り
ガイドライン

令和７年４月

（1）ガイドラインの目的

①景観法と景観重要公共施設

道路や都市公園等の公共施設は、多くの人が目にする施設であるとともに、その整備・維持管理や占用・活用等の仕方により、地域の景観に影響を与える重要な要素です。

このため景観法では、良好な景観形成において重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることで、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ）

対象施設の整備・維持管理や占用・活用等を行う際にはこれら基準に従う必要があります。

②本ガイドラインの目的

木更津市では、中心市街地の目抜き通りである富士見通りを景観重要公共施設（景観重要道路）に指定しました（令和7年3月28日告示、令和7年4月1日施行）。

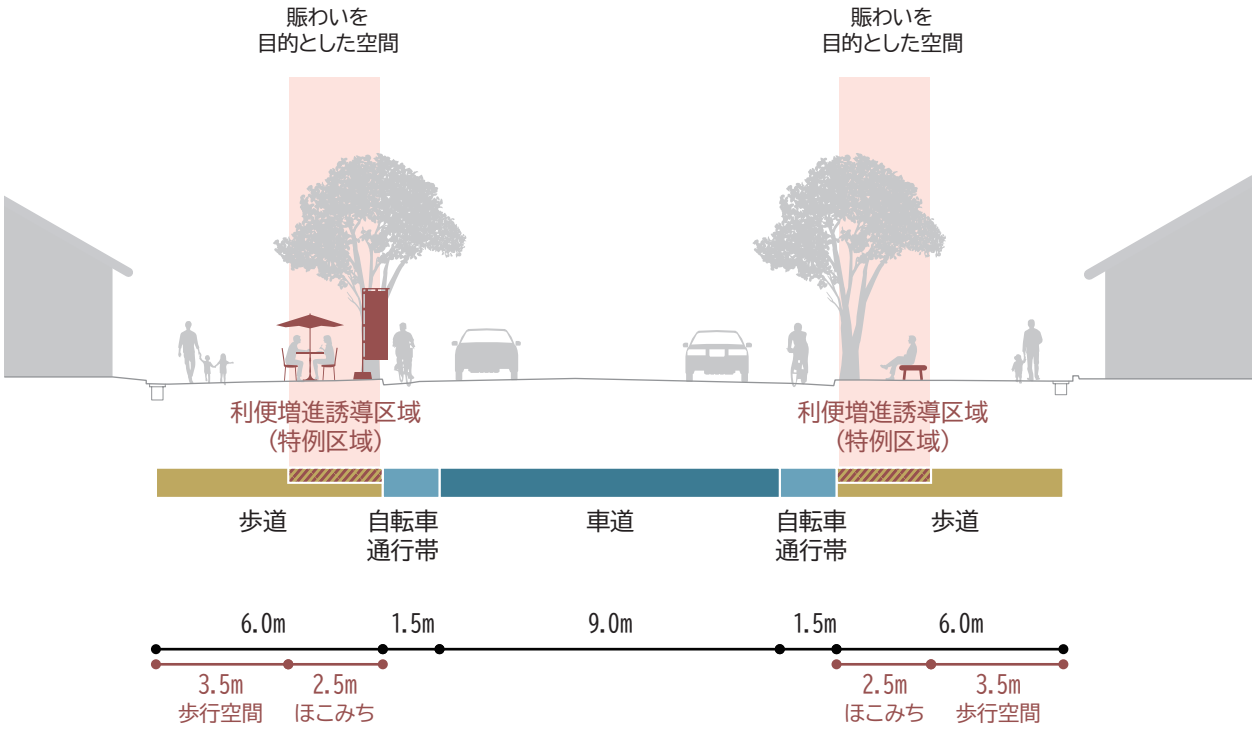
本ガイドラインは、景観重要公共施設に指定された富士見通りについて、良好な景観形成に資する整備・維持管理、占用・活用等のあり方を分かりやすく示すものとして作成しました。

（2）富士見通りの概要

①道路の基本構造

富士見通りの基本的な断面構造は下図の通りです。

車道の両側には幅員約 6.0 mの歩道がありますが、そのうち車道側の約 2.5 mは道路法において占用が柔軟に認められる「利便増進誘導区域（特例区域）」として道路管理者が定める予定です。このことにより、地域の賑わい創出を目的とした店舗の出店やイベントスペースとしての活用が可能になります。



②周辺環境

富士見通りは、市の玄関口である木更津駅前から市の歴史文化、産業を象徴する木更津内港地区を結ぶ道路であり、幅員は約 24 mと広く、木更津市の中心市街地の骨格を成す目抜き通りとなっています。

富士見通りが立地する木更津駅みなと口（西口）地区一帯は古くからの港町として栄えた場所で、沿道及び周辺には現在も神社仏閣や見番、料亭など、歴史的な風情が感じられる建築物が点在しています。また、沿道には飲食店や商店が立地しており、富士見通りの周辺は商業地区としての機能も有しています。

更に毎年夏に開催される木更津市を代表するイベント「木更津港まつり やっさいもっさい踊り大会」では、富士見通りが会場として使われており、木更津の賑わいの場、ハレの場としての性格を有しています。





③周辺のまちづくりの動向

富士見通りの周辺は古くから港町・木更津の中心として栄えてきましたが、その一方で近年は商店や人通りが減少し、空洞化、活力の衰退がまちづくりの課題となっています。

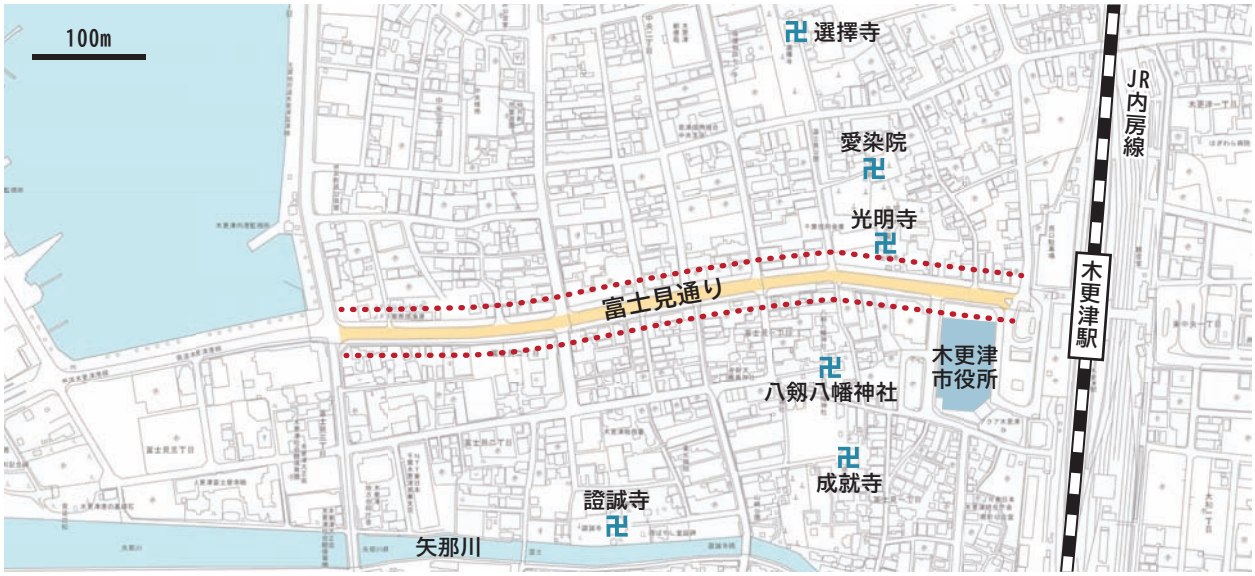
こうしたことから、富士見通り周辺ではまちの賑わいの再生、活力の向上を目指して、様々な取組みが行われていますが行われています（下表参照）。

計画名	策定年月	富士見通り周辺に関する内容
木更津市みどりの基本計画	平成 24 年4月	富士見通りを含む約 640ha を緑化重点地区に指定し、「風格ある景観づくり」を整備方針に位置づけている。特に富士見通りについては、市を代表する道路景観を目指して、街路樹の適切な管理育成と地域性に配慮した樹種選定、まち歩きの魅力向上、道路美化を位置づけている。さらに地区内の民有地についても緑化の誘導等を図ることとしている。
木更津市基本構想	平成 26 年3月	「みなとまち木更津再生プロジェクト」を位置づけ、富士見通りを含む駅周辺地区、内港地区、築地地区を対象に一体的なまちづくりを進め、みなとまちの再生を目指すこととしている。
パークベイプロジェクト	令和元年～	みなとまち木更津の再生を具現化するためのプロジェクト。 本プロジェクトに基づいて、富士見通り、鳥居崎海浜公園及び吾妻公園の再整備を実施。
木更津市周辺地区まちなかウォーカブル推進事業計画	令和4年1月	富士見通り周辺の約 5.7ha の範囲を「滞在快適性向上区域」に指定し、回遊性の向上、中心市街地の活性化にを目指した質の高い歩行者空間の整備を行うことを位置づけている。
木更津市景観計画【木更津駅みなと口景観形成重点地区】	令和4年3月	富士見通りの道路境界から 10 mの範囲を「木更津駅みなと口景観形成重点地区」に指定し、重点地区の特性に応じた方針や景観形成基準を定めている。
木更津市中心市街地活性化基本計画	令和7年3月	富士見通りを含む約 147ha の区域を中心市街地に指定し、歩道再整備、無電柱化、アーケード撤去など、富士見通りに係る様々な施策を位置づけている。

（3）対象範囲

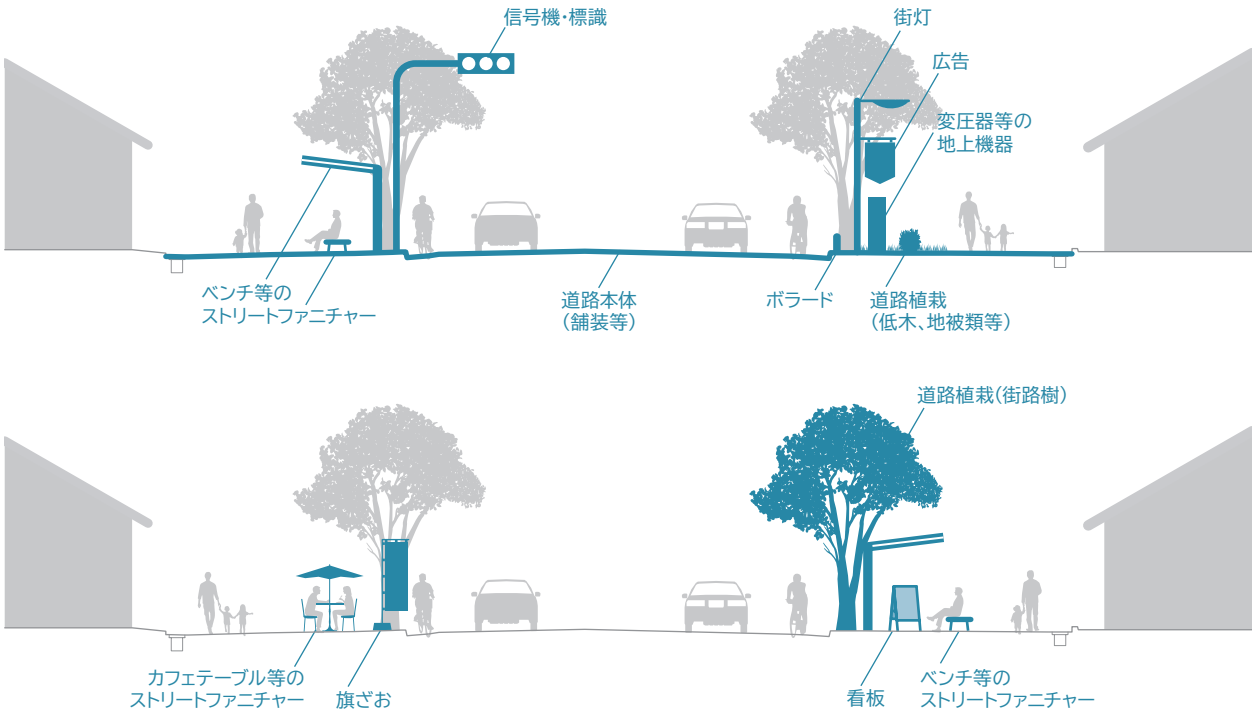
景観重要公共施設の区域は、富士見通りの車道及び歩道です。

なお、富士見通りの道路境界から10mの範囲の民有地（下図点線の範囲）については、令和4年3月に「木更津駅みなと口景観形成重点地区」として指定し、地区の特性に応じた景観づくりを推進しています。



（4）対象とする施設・空間

本ガイドラインで対象とする施設、空間の範囲を下図に示します。



2. 景観形成の基本方針

方針 1

中心市街地の目抜き通りに相応しい質の高い街路景観の形成

「富士見通り」は、市の玄関口である木更津駅前から市の歴史文化、産業を象徴する空間である木更津内港地区を結ぶ道路であり、木更津市の中心市街地の骨格を成す目抜き通りです。このため、その整備を行う際には「中心市街地の目抜き通りに相応しい質の高い街路景観の形成」を基本とします。




方針 2

周辺に点在する歴史的景観資源と調和した街路景観の形成

「富士見通り」を含む木更津駅みなと口（西口）地区一帯は古くからの港町として栄えた場所であり、現在も神社仏閣やレトロ建築等の風情ある建築物等が残っています。このため、「富士見通り」の整備にあたってはこうした歴史的環境に配慮して、「周辺に点在する歴史的景観資源と調和した街路景観の形成」を図ることを基本とします。






方針 3

歩行者の回遊性向上や賑わい創出、交流促進による地域活力の向上に資する街路景観の形成

古くから市の中心部として発展してきた木更津駅みなと口（西口）地区周辺の賑わい創出は、本市の魅力を高める上で非常に重要です。このため、「富士見通り」の整備にあたっては道路景観の保全・向上のみならず、その整備効果を地区の活性化に波及させるといった視点が重要です。「富士見通り」の整備にあたっては、「歩行者の回遊性向上や賑わい創出、交流促進による地域活力の向上に資する街路景観の形成」を図ることを基本とします。





3. 景観形成基準

景観重要公共施設として位置づけた富士見通りにおいて、「占用・活用」「整備・復旧・維持管理」を行う場合には、良好な景観形成を図るため、「遵守事項」と「配慮事項」の2種類の基準があります（下表参照）。

遵守事項	景観形成を図る上で必ず守ってほしい事項（景観法に基づく事項）
配慮事項	積極的に景観づくりを進めるための努力事項

（1）道路の占用・活用に係る景観形成基準

先に示した「2. 景観形成の基本方針」を踏まえ、富士見通りにおいて道路占用・活用を行う場合の景観形成基準を以降に示すように定めます。

富士見通りでは、車道両側に幅員約 6.0 mの歩道がありますが、そのうち車道側の約 2.5 mは道路法において占用が柔軟に認められる「利便増進誘導区域（特例区域）」として道路管理者が定める予定です。このことにより、地域の賑わい創出を目的とした店舗の出店やイベントスペースとしての活用が可能となりますその占用にあたってもこれら基準に遵守または配慮する必要があります。

遵守事項

位置・配置 高さ・規模	1	**変圧器等の地上機器及び、広告又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）を設置する場合** 占用物件が周辺のまち並みと景観的に調和し、木更津港への眺望を阻害しないよう、その位置・配置、高さ・規模に配慮すること。また、周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない位置・配置、高さ・規模とすること。 なお、公衆用ごみ箱を設置する場合においてもこれに準じること。
	2	**標識、旗ざお、幕、アーチを設置する場合** 周辺景観を阻害しない高さ・規模とすること。
形　態	3	**工作物等の形態** 沿道の建築物や道路附属物、他の工作物とのバランスに配慮し、これと調和のとれたものとすること。
色　彩	4	**変圧器等の地上機器の色彩** ダークグレー（10YR3.0/0.2）を基本とし、やむを得ない事情でダークグレー以外の色を使用する場合においても、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）、グレーベージュ（10YR6.0/1.0）、オフグレー（5Y7.0/0.5）など景観に配慮した色彩とすること。
	5	**広告又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）の色彩** 木更津市景観計画の「屋外広告物の色彩基準」（P11 参照）に準拠すること。 ただし、イベント等で短期間に使用するものは除く。
	6	**上記 4 と 5 を除く工作物の色彩** 道路附属物や他の道路占用物件との調和の観点から、彩度の低い色や木材など塗装を行わない自然素材の色を基本とし、原色や突出した色の使用は避け、周辺景観と調和のとれた色彩とすること。 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品、イベント等で短期的に使用するものや既存占用物、地中に埋設する占用物、工事に必要な仮設工作物（足場やフェンス等）等はその限りではない。

※既設工作物については、この限りではありません（工作物の取替え等の際に本基準に準拠してください）。
　また占用者の都合以外で既設工作物の移転（移動）が必要な場合についても同様です。

配慮事項

1 利便増進誘導区域に設置するストリートファニチャーの色彩・素材

利便増進誘導区域に設置するストリートファニチャー（椅子、机、ブース、置き看板、天幕、間仕切り、簡易遊具、鉢植え、その他これに類するもの。アート作品は除く。）の色彩は、良好な道路景観の形成、良好な雰囲気づくりの観点から、なるべく統一を図るように努める。また木材等の自然界にある素材感に近づけることで、人と自然が調和した道路空間を目指すこと。

2 鉢植え等による道路緑化

利便増進誘導区域では、人と自然が調和した道路空間（オーガニックな道路）を目指して、鉢植えの設置等による緑化を積極的に行うこと。

3 夜間の賑わいづくり・雰囲気づくり

利便増進誘導区域ではライトアップやイルミネーションにより夜間の賑わいづくり・雰囲気づくりを行うこと。

4 地上機器はダークグレーを基本とする

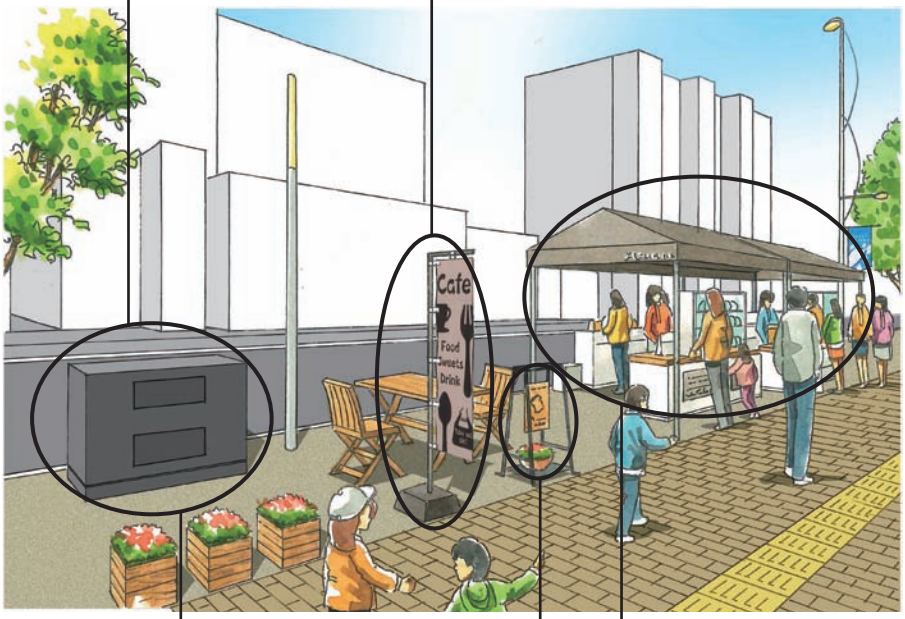
ダークグレー 10YR3.0/0.2

やむを得ず別の色を使用する場合も、下記のような景観に配慮した色彩とする

ダークブラウン 10YR2.0/1.0　グレーベージュ 10YR6.0/1.0　オフグレー　5Y7.0/0.5

※色サンプルはあくまでも参考です（画面やプリンター、印刷用紙に左右されるため）
正式には日本塗料工業会の色見本等で確認してください

2 旗ざおは周辺景観を阻害しない高さ・規模とする



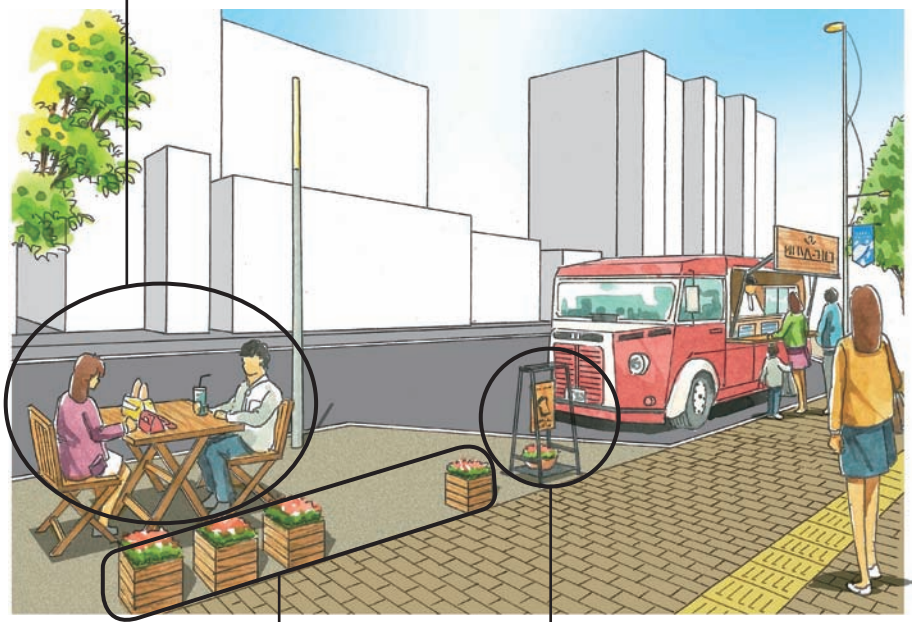
1 占用物件の位置・配置、高さ・規模に配慮する

3 工作物の形態は沿道の建築物や道路附属物、他の工作物とのバランスに配慮する

6 工作物は彩度の低い色や自然素材の色を基本とする
（アート・短期使用のものを除く）

※本図は道路占用者による占用物件の設置例をイメージしたものです。

1 利便増進誘導区域のストリートファニチャーの色彩はなるべく統一を図る

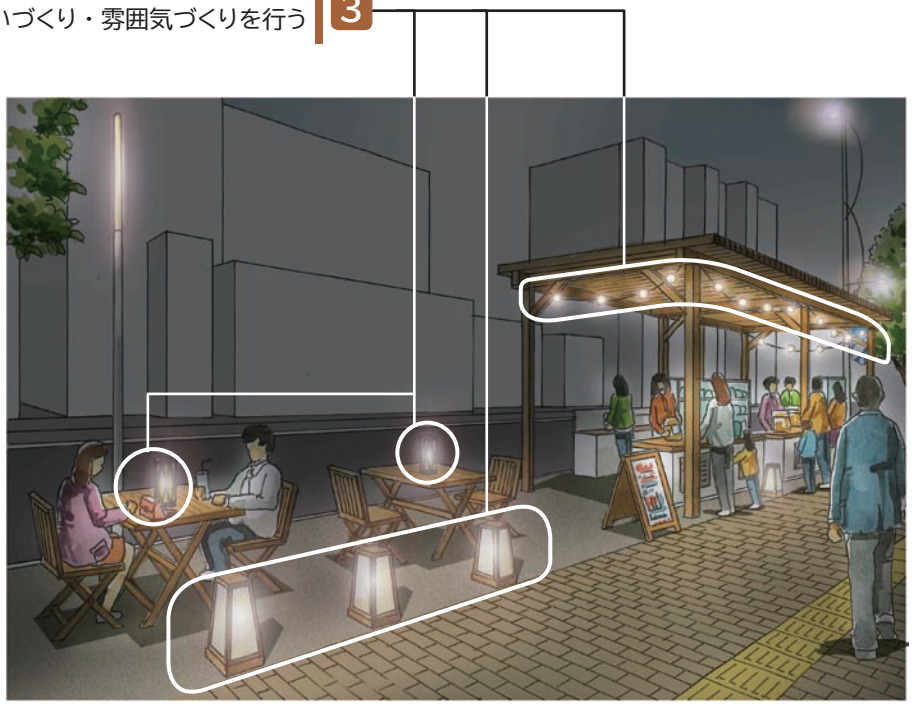


利便増進誘導区域は鉢植え等による緑化を積極的に行う 2

5 広告又は看板の色彩は「屋外広告物の色彩基準」に準拠する

※本図は道路占用者による占用物件の設置例をイメージしたものです。

ライトアップやイルミネーションにより、夜間の賑わいづくり・雰囲気づくりを行う 3



※本図は道路占用者による占用物件の設置例をイメージしたものです。

（2）道路の整備・復旧・維持管理に係る景観形成基準

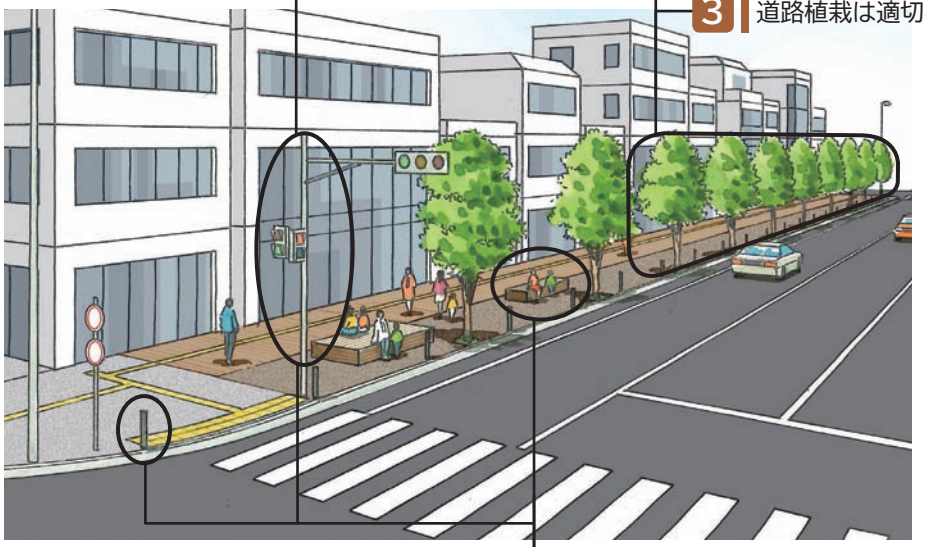
先に示した「2．景観形成の基本方針」を踏まえ、富士見通り（道路本体、道路附属物等）の整備・復旧・維持管理における、景観形成基準を以降に示すように定めます。

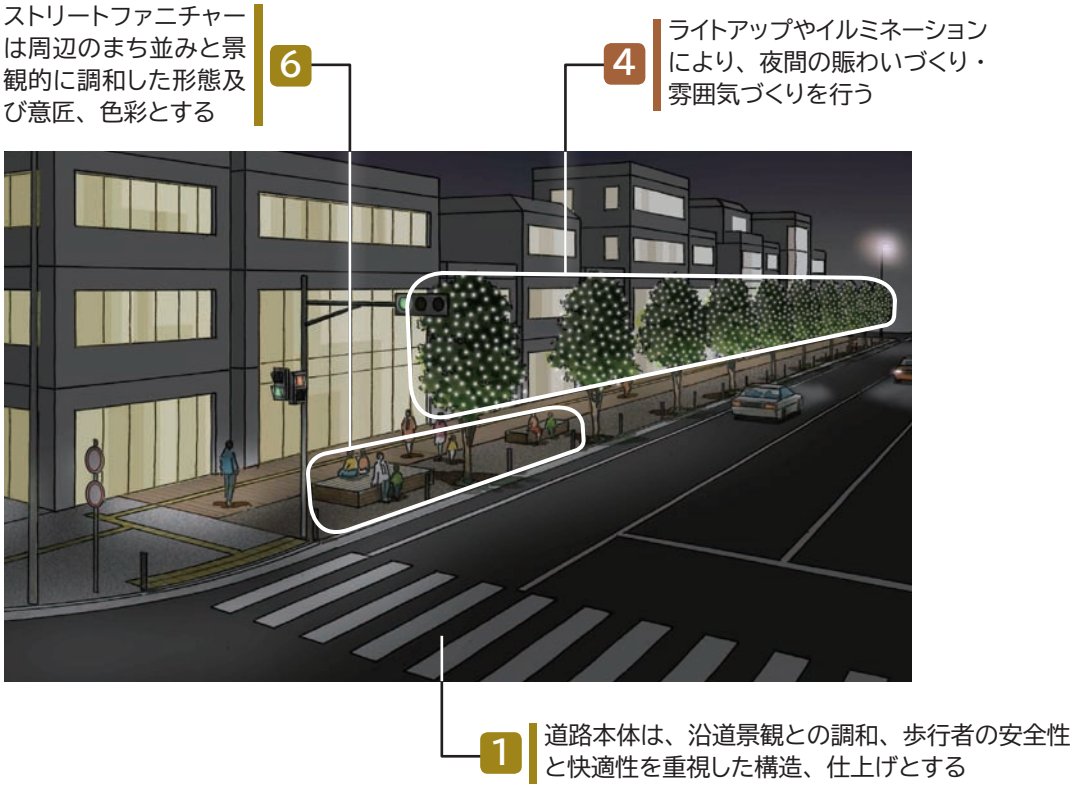
遵守事項

1. 道路本体は、沿道景観との調和、歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
2. 道路附属物（防護柵、駒止、街灯、標識柱、道路管理者が設置するベンチ又は上屋）の形態・意匠は、シンプルで周囲の景観と調和し、全体としての統一感を有するものとする。
3. 景観的な煩雑さを軽減させるために、なるべく道路附属物の集約化を図る。
4. 道路附属物（防護柵、駒止、街灯、標識柱、道路管理者が設置するベンチ又は上屋）の色彩は彩度の低い色や木材など塗装を行わない自然素材の色を基本とし、原色や突出した色の使用は避け、周辺景観と調和のとれた色彩とする。
 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品は除く。
5. 良好な道路景観形成の観点から、無電柱化路線として維持していく。また、潤いある街路景観を形成するため街路樹や植栽帯を整備するとともに、樹形を損なわない範囲での剪定など道路植栽の適正な維持・管理を図る。
6. 道路上に設置するストリートファニチャー（彫刻、碑等）や案内サインは、道路附属物等の道路内の他施設や周辺のまち並みと景観的に調和した形態及び意匠、色彩とする。
 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品は除く。

配慮事項

1. 周辺地域の賑わい創出に資する道路の有効的な占用・活用スペースを維持する。
2. 道路附属物（防護柵、駒止、街灯、標識柱、道路管理者が設置するベンチ又は上屋）の色彩は、質の高い良好な道路景観形成の観点からなるべく統一を図る。
3. 道路植栽（高木、低木、地被類）は、人と自然が調和した道路空間（オーガニックな道路）を目指して、景観的に美しく、四季による変化が感じられるように適切な維持・管理を行う。
4. ライトアップやイルミネーションにより、夜間の賑わいづくり・雰囲気づくりを行う。


道路附属物の集約化を図る 3
5 街路樹は樹形を損なわないよう剪定など適正な維持・管理を図る
3 道路植栽は適切な維持・管理を行う
2 道路附属物の形態・意匠はシンプルで周囲の景観と調和したものとする
4 道路附属物の色彩は彩度の低い色や自然素材の色を基本とする
1 道路の有効的な占用・活用スペースを維持する
2 道路附属物の色彩はなるべく統一を図る


ストリートファニチャーは周辺のまち並みと景観的に調和した形態及び意匠、色彩とする 6
4 ライトアップやイルミネーションにより、夜間の賑わいづくり・雰囲気づくりを行う
1 道路本体は、沿道景観との調和、歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする

（参考）木更津市景観計画の屋外広告物の色彩基準

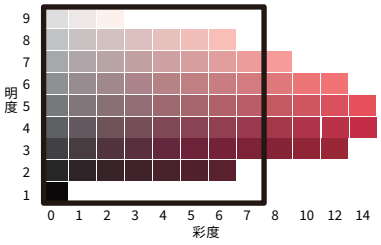
木更津市景観計画では、屋上広告物及び、高さ10 mを超える独立広告物については、周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用することを基本とし、更にその上で以下の基準を満たす色彩を用いることとしています。
富士見通りの道路空間に占用物件として広告又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）を設置する場合には、本基準に準拠する必要があります（ただし、イベント等で短期間に使用するものは除く）。

※各カラーチャートに示す色彩は、当該範囲内の代表的な色彩を示したものです。また、印刷等の関係から、実際の色彩とは厳密には異なります。
※実際の色彩の検討にあたっては、JIS標準色票等の正確な色票で確認が必要です。

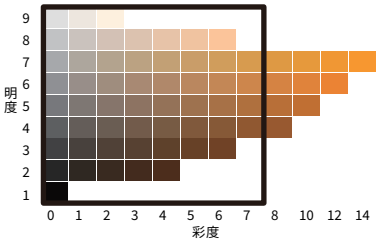
適用範囲	色相	明度	彩度
表示面積の2分の1以上	0R ～ 10Y	自由	7以下
	10Y ～ 2.5G		6以下
	2.5G ～5BG		5以下
	5BG ～ 10B		4以下
	10B ～ 10P		5以下
	10P ～ 10RP		6以下
表示面積の2分の1未満	自由 （ただし、周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用する）		

屋外広告物の**表示面積の1/2以上**の使用可能範囲

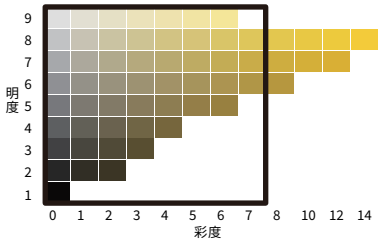
R(赤)系の色相



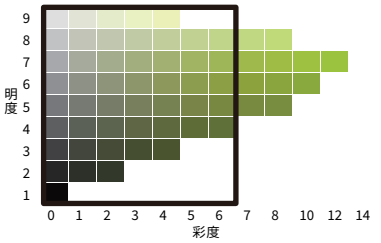
YR(黄赤)系の色相



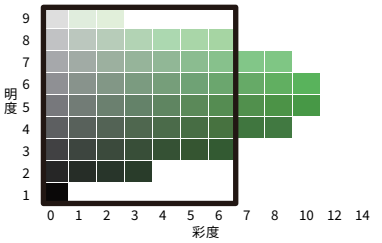
Y(黄)系の色相



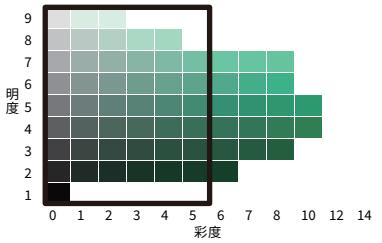
GY(黄緑)系の色相



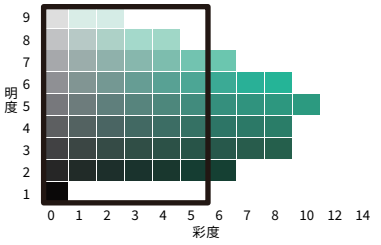
0G～2.5G(緑)系の色相



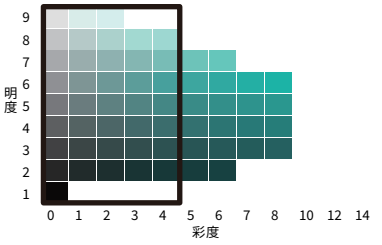
2.5G～10G(緑)系の色相



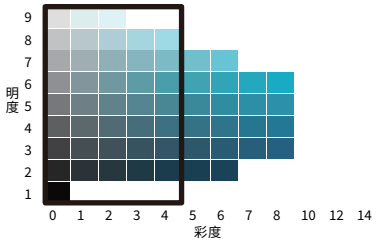
0BG～5BG(青緑)系の色相



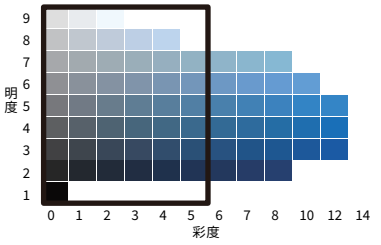
5BG～10BG(青緑)系の色相



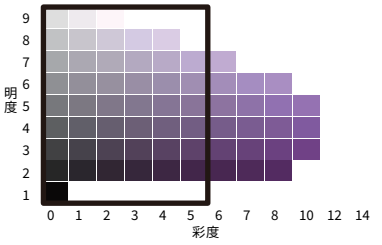
B(青)系の色相



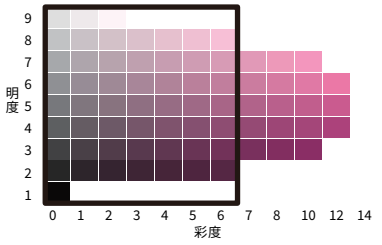
PB(青紫)系の色相



P(紫)系の色相



RP(赤紫)系の色相



4. 道路占用の手続き

富士見通りの道路占用にあたっては、道路管理者（木更津市）に対して「道路占用許可申請書」及び景観形成の基本方針・景観形成基準への適合をチェックする「景観チェックシート」を提出し、適合審査を受ける必要があります。

